



会費収入の部会・支部等への配分に関する規程

2018年10月29日 第4回理事会決定

(目的)

第1条 学会本部から部会、支部等に対し年度毎に配分する金額の算定基準を定める。なお、本規程は現状の運用等に基づき定めたものであり、学会の財務状況の変化合わせ、適宜見直す。

(部会配分金)

第2条 部会への配分金として、①“各部会に所属する会員数に応じた額”，および②“部会に所属する会員数の増減に応じた額”を配分する。

① “部会に所属する会員数に応じた額”は、前年度の9月時点の会員数1人当たり620円とする。

② “部会に所属する会員数の増減に応じた額”は、前々年度と前年度の9月時点の会員数の増減により定め、増の場合は1人当たり1,000円、減の場合はゼロとする。

2 第1項の合計額を各部会への配分金とする。

(支部配分金)

第3条 支部への配分金として、①“基本額”，②“正会員，学生会員および教育会員の会員数に応じた額”，および③“「春の年会」・「秋の大会」余剰金の一部”を配分する。

① “基本額”は、各支部一律15万円とする。

② “正会員，学生会員および教育会員の会員数に応じた額”は、前年度の9月時点の各支部所属の正会員，学生会員，教育会員それぞれの会費の10%の合計額とする。

③ “「春の年会」，「秋の大会」の収支決算で余剰金の一部”とは、それぞれの剰余金の30%とし、開催地の支部にその3/10を、その他の7支部に1/10ずつを配分する。

2 第1項の合計額を各支部への配分金とする。ただし、第1項①と②の合計が100万円を超過した支部に対しては、100万円に第1項の③を加算した額を配分金とする。

(その他の配分金)

第4条 会費収入の部会、支部への配分以外に、以下の配分を行う。

① 標準委員会への指定賛助会員会費は、全額標準委員会に配分する。

② 別途各連絡会が徴収する会費は、全額当該の連絡会に配分する。

2 本部は、その他事業活動に必要な費用を年度予算として配分することが出来る。

(配分金の承認)

第5条 総務財務委員会は、次年度予算策定のために10月時点で配分金の額を承認し、部会、支部等に連絡する。総務財務委員会は承認した配分金の額を理事会に報告する。ただし、第

4条第2項の配分については、別途行う年度予算の承認に基づき行う。

(変更)

第6条 本規定の変更は、総務財務委員会の審議を経て、理事会にて決定する。

(その他)

第7条 上記に定める以外で配分金に関し疑義が生じた場合は、当該組織と総務財務委員会の間で調整のうえ、理事会にてその取扱いを決定する。

2 配分金に基づく事業活動により、余剰金、欠損金が生じた場合の扱いは、別に定める「事業活動に伴う、本部管理費、余剰金及び欠損金に関する規程」に基づき処理する。

附則

1 本規程は、平成23年度予算策定より適用する。

2 改定履歴

- ① 平成22年7月28日 第511回理事会決定
- ② 平成27年9月28日 第3回総務財務委員会起案, 平成27年10月2日 第3回理事会承認
- ③ 2018年10月19日 第3回総務財務委員会起案, 2018年10月29日 第4回理事会承認

附則

1 平成27年9月28日起案の規程は、理事会承認の日から施行する。

2 2018年10月29日改定の規程は、理事会承認の日から施行する。